

入札公告共通事項【条件付一般競争入札】

1 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 七宗町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては、更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 入札公告日から開札日までの期間に、七宗町から指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (6) 七宗町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年七宗町要綱第27号）に基づく指名停止措置を、当該工事の開札日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札公告に定める。）
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (9) 以下に定める届出の義務を履行していること。ただし当該届出の義務がない者を除く。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (10) 対象工事に建設業法第19条の2に基づく現場代理人を置くとともに、同法第26条の規定に従い、この工事に対応する主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。ただし、現場代理人は主任技術者又は監理技術者と兼ねることができる。
- (11) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加申請の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

2 入札参加申請に関する事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより「入札参加資格確認申請」を行うこと。申請時に入札参加資格確認申請書の添付ファイルとして条件付一般競争入札参加資格申請書（電子入札による場合は押印は不要）を提出すること。
ただし、紙入札方式の場合は、条件付一般競争入札参加資格申請書の持参を認める。（郵送又はFAXによる送付は受け付けない。）
- (2) 入札参加資格の確認については、申請時に条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書等及び確認資料に基づいて実施する。
- (3) 事前確認の結果については、電子入札システムにより通知する。（紙入札方式の場合は、電子メール又はFAXにより通知する。）
- (4) 申請受付期間内に申請がない者又は事前確認の結果、参加資格がないと認められた者は入札に参加できない。

3 設計図書等の閲覧、質疑応答

- (1) 設計図書等の閲覧
設計図書等は七宗町ホームページまたは電子入札システムから入札公告に示す期間内にダウンロードすること。
- (2) 質疑応答
設計図書等に関して質問がある場合は、七宗町ホームページから質疑書の様式をダウンロードし、入札公告に示す期限及び提出先に提出すること。
 - ① 提出方法
電子メールにより提出すること（利用できない場合のみFAXを認める。）。送信した場合は、入札担当課に電話により受信を確認すること。
 - ② メールアドレス nyusatsu@town.hichiso.lg.jp
 - ③ 質疑があった場合、その回答については、入札公告に別の方法を特に示さないときは、後日速やかに質問提

出者のみに回答する。また、質疑の回答を町ホームページに掲載する場合は、入札参加者は、質疑提出の有無にかかわらず、当該質疑回答を必ず閲覧すること。

4 入札手続等に関する事項

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式によることができる。

- (1) 紙入札方式の場合の入札方法は持参とし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
- (3) 開札立会人は、電子入札につき選定しない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札の結果、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低入札者を落札候補者と決定する。落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

5 入札の無効に関する事項

入札公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに七宗町契約規則（昭和39年規則第5号）第14条に違反した入札は無効とする。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の工事費内訳書を入札書とともに開札日時に開札場所に持参すること。
- (2) 工事費内訳書は、金抜き設計書の本工事費内訳書に金額を記載したものとする。ただし、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。なお、独自様式を使用する場合は、金抜き設計書にある本工事費内訳書の項目順に作成し、「日付（開札日）」「工事番号」「工事名」「住所・商号又は名称・代表者氏名等」を明記すること。

【注意事項】

- ア 工事費内訳書を提出しない場合には入札を無効とする。
- イ 提出された工事費内訳書の工事費内訳金額の計が入札金額と一致しない場合、又は工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある場合は、入札を無効とすることがある。
- ウ 工事費内訳金額の計を算出後、値引きにより入札価格と一致させることは不可とする。ただし、千円未満の端数切捨てのための値引きは可とする。
- エ 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

落札者は、この工事の請負契約の締結に際しては、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券等又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 入札参加資格の審査及び落札の決定

- (1) 落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代える。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行い、以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (3) 入札参加資格の審査にあたっては、当該落札候補者は、次のアに規定する申請書類を1部、提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内（町の休日を除く。）に提出し、また審査のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、前号イの手続により落札者を決定する。

ア 申請書類

- ① 条件付き一般競争入札参加資格申請書
- ② 類似事業の施工実績調書

入札公告の資格要件に規定する施工実績を記載すること。なお、記載件数は代表的な工事1件以上で、同工事に係る契約書の写し、仕様書、図面等同種工事であることが確認できる書類を添付すること。

- ③ 配置予定の技術者に関する調書

入札公告の資格要件に規定する配置予定技術者の資格を記載し、配置予定技術者の資格証明書及び監理技術者資格証明書の写しを添付すること。また、配置予定技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。なお、入札日において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として他の工事に従事している者を当該工事の配置予定技術者として届け出ることとはできない。（ただし、着工までに現在従事している工事が終了する予定である場合を除く。）

- ④ 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し（最新のもの）

イ その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
 - ② 契約担当者は、提出された申請書類を、参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書類及び確認資料は返却しない。
 - ④ 提出後は、原則として申請書類及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) (2) のイの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に一般競争入札参加資格喪失通知書を送付する。
- (5) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となった場合、その者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低入札者を新たに落札候補者と決定する。
- (6) 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し通知するものとする。

9 契約締結に関する事項

- (1) 落札者が決定したときは、本町の定める工事の請負契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 落札者が、特別の理由もなく落札者決定の日から1週間以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。
- (3) 七宗町議会の議決に付さなければならない建設工事であるため、落札者の決定後、請負契約（仮契約）を締結し、議会の議決後に本契約となる。

10 入札又は開札の延期又は中止

次の場合には、入札又は開札を延期又は中止することがある。この場合において生じた損害は、入札者の負担とする。

- ① 明らかに談合の事実が確認されたとき又は談合の疑いがあるとき。
- ② 電子入札システムに障害が発生した場合、天災その他やむを得ない理由によるとき。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は、日本国通貨とする。
- (2) 談合情報があり、そのとおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、七宗町競争入札参加資格停止措置要綱（平成29年要綱第27号）に基づき入札参加資格停止措置となる。
- (4) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として指名停止措置を行うことがある。
- (5) 落札者が、当該工事の本契約締結の日までに、七宗町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に当要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。